

## 地産地消・産直緊急推進事業実施要綱

〔平成 21 年 5 月 29 日付け 21 生産第 1533 号  
農林水産事務次官依命通知〕

### 第 1 趣旨

地産地消の取組は、地域の農業者と消費者を結びつけ、食料自給率の向上につながるほか、女性や高齢の農業者、小規模農家に所得や雇用の機会をつくりだし、地域農業や地域の活性化を実現するものとして緊急的な推進が求められている。

特に、大都市をはじめとして地域の新鮮な農畜産物を農業者や産地から直接購入する機会を求める消費者のニーズは十分満たされておらず、こうした需要に対応するほか、学校給食における地場農畜産物の利用を拡大することにより、地場農畜産物の需要を喚起することが急務となっている。

このため、直売施設の機能強化、都市部等におけるインショップの展開、量り売り販売等の新たな直売型の生産・流通・販売システムの確立、仮設型直売施設の試験展開、学校給食における地場農畜産物の利用拡大及び米飯学校給食の推進のための家庭用電気炊飯器の導入について緊急的に支援を行うこととする。

### 第 2 事業実施主体、事業の内容、事業実施等の手続等

事業実施主体、事業の実施期間、事業の内容、事業実施等の手続等は、別紙 1 から別紙 5 までに掲げるとおりとする。

### 第 3 助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費につき、別に定めるところにより助成するものとする。

### 第 4 その他

本事業の実施に必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、農林水産省総合食料局長又は生産局長が別に定めるものとする。

### 附則

この要綱は、平成 21 年 5 月 29 日から施行する。

## 地産地消・直売機能強化等事業

### 第 1 事業の目的

本事業は、新鮮な地場農畜産物を消費者に販売する直売施設の機能強化、都市部等の小売施設等でのインショップの展開、量り売り販売等の新たな直売型の生産・流通・販売システムの確立等を支援し、地場農畜産物の利用を拡大するとともに、雇用機会の創出及び農家所得の向上を図り、地域農業や地域の活性化を進めることを目的とする。

### 第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、以下に掲げる者とし、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が公募により選定するものとする。

- 1 農業協同組合
- 2 農業協同組合連合会
- 3 一般財団法人及び一般社団法人
- 4 公社（地方公共団体が出資している一般財団法人及び一般社団法人をいう。）
- 5 土地改良区
- 6 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 8 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。）
- 7 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 7 項に規定する事業を行う法人をいう。）
- 8 その他農業者の組織する団体（生産局長が別に定める要件を満たす場合に限る。）
- 9 特定非営利活動法人
- 10 民間事業者（生産局長が別に定める要件を満たす場合に限る。）
- 11 地域協議会（生産局長が別に定める要件を満たす場合に限る。）

### 第 3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

### 第 4 事業の内容等

#### 1 事業の内容

本事業は、事業実施主体が以下の取組を実施する場合に、国が事業実施主体に補助金を交付する事業とする。

#### (1) 協議会活動及び調査等の実施

直売施設の機能強化、都市部等でのインショップの展開又は新たな直売型の生産・流通・販売システムの確立に向けた協議会活動や調査等の実施

#### (2) 直売施設の機能強化

直売施設の機能強化のための機器整備等

(3) 都市部等でのインショップの展開

都市部等でのインショップの開設のための店舗の借上げ及び機器整備等

(4) 直売型生産・流通・販売システムの確立

新たな直売型の生産・流通・販売システムの確立のための量り売り販売の導入、生産体制の強化及び効率的な集出荷配送システムの構築等

2 補助金の額

事業実施主体に対する国の補助金の額は、事業に要した経費の2分の1以内とする。

## 第5 事業実施等の手続

1 本事業に取り組もうとする事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、当該事業実施主体が事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）の承認を受けるものとする。

2 次に掲げる事業実施計画の重要な変更は、1に準じて手続を行うものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 補助金の額の3割を超える増減

(3) 事業実施主体の変更

## 第6 報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。

## 学校給食地場農畜産物利用拡大事業

### 第 1 事業の目的

本事業は、食育推進基本計画に示された学校給食における地場産物の利用割合の目標達成に向けて、学校給食における地場の農畜産物（以下「地場農畜産物」という。）の利用拡大及び定着を図るための支援を緊急的に実施するものとする。

### 第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、以下に掲げる者とし、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が公募により都道府県ごとに一つの事業実施主体を選定するものとする。

- 1 都道府県をその区域とする一般財団法人及び一般社団法人
- 2 都道府県公社（都道府県が出資している一般財団法人及び一般社団法人をいう。）
- 3 都道府県をその区域とし、生産局長が別に定める要件を満たす協議会

### 第 3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

### 第 4 基金の積立て

国は、予算の範囲内において、事業実施主体が本事業を実施するのに必要な基金を積み立てるため、事業実施主体に対して補助金を交付するものとし、基金の管理については、生産局長が別に定めるものとする。

### 第 5 業務方法書

事業実施主体は、本事業により積み立てた基金から第 6 の 1 の事業にかかる助成金の交付を行う場合は、生産局長が別に定めるところにより業務方法書を作成し、地方農政局長（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に提出しその承認を受けるものとする。

### 第 6 事業の種類

本事業の種類は、以下のとおりとする。

- 1 学校給食地場農畜産物利用拡大助成事業

事業実施者（第 7 の 1 の事業実施者をいう。以下同じ。）が学校給食における地場農畜産物の利用を拡大するための取組を実施する場合に、事業実施主体が第 4 で積み立てた基金から事業実施者に対して助成を行う事業とする。

- 2 学校給食地場農畜産物利用拡大推進事業  
事業実施主体が、1の事業の推進指導を行う事業とする。

## 第7 学校給食地場農畜産物利用拡大助成事業の内容等

- 1 事業実施者  
事業実施者は、生産局長が別に定める要件を満たす以下に掲げる者とする。
  - (1) 地域協議会
  - (2) 市区町村
  - (3) 市区町村以外の学校設置者
  - (4) 市区町村をその区域とする一般財団法人又は一般社団法人（市区町村が出資している公社を含む。）
- 2 対象とする取組
  - (1) 本事業による助成の対象とする取組は、次のいずれかの計画を作成した事業実施者が行う、3の(1)から(4)までに掲げる地場農畜産物の利用を拡大及び定着させるための取組とする。
    - ア 学校給食における地場農畜産物の利用割合を平成20年度と比べて平成22年度までに5ポイント以上拡大させる計画
    - イ 学校給食における地場農畜産物の品目数又は重量を平成20年度比で平成22年度までに5割以上拡大させる計画
  - (2) (1)のアの利用割合の算定方法は、生産局長が別に定めるものとする。
- 3 事業の内容  
本事業は、事業実施者が行う以下の取組に対して助成を行うものとする。
  - (1) 連携活動の実施  
学校給食への地場農畜産物の利用拡大に向けた協議会の開催、処理規格・処理基準の作成、調査、連携活動等の実施
  - (2) 地場農畜産物利用拡大献立の導入・実証  
学校給食において原材料に占める地場農畜産物の利用を拡大するものとして生産局長が別に定める献立の導入及び実証の実施
  - (3) 冷凍・加工食品の試作・開発  
学校給食向けの地場農畜産物を利用した冷凍・加工食品の試作・開発
  - (4) 新たな集荷・配送・搬入体制の構築、加工の実施  
学校給食への地場農畜産物の利用を拡大するための新たな集荷・配送・搬入体制の構築、地場農畜産物を学校給食に導入するための加工の実施
- 4 事業実施者への助成金の額  
事業実施者に対する助成金の額は、3の(1)については定額とし、3の(2)については助成対象の献立で利用を拡大する地場農畜産物の原材料費の2分の1以内とするほか、3の(3)及び3の(4)については助成対象となる経費の2分の1以内とする。

## 第8 学校給食地場農畜産物利用拡大推進事業の内容等

1 対象とする取組

本事業による補助の対象とする取組は、第6の事業の種類1の事業を実施する事業実施主体が、事業の周知、推進指導、助成金の交付事務及び事業実施状況の確認等を行う取組とする。

2 補助金の額

事業実施主体に対する国の補助金の額は、定額とする。

## 第9 事業実施等の手続

1 本事業に取り組もうとする事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、当該事業実施主体が事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

2 次に掲げる事業実施計画の重要な変更は、1に準じて手続を行うものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 補助金の額の3割を超える増減

(3) 事業実施主体の変更

3 事業実施者の事業実施等の手続は、生産局長が別に定めるもののほか、事業実施主体が第5の業務方法書に定めるものとする。

## 第10 報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。

## 地産地消・直売活動推進事業（全国推進事業）

### 第 1 事業の目的

本事業は、都市部での直売施設、小売施設等でのインショップ等の運営実態や今後の展開方向に関する調査及び都市部の直売施設と地方の直売施設との連携活動への支援を通じて、都市部の消費者ニーズへの対応を強化し、地場農畜産物の利用拡大に向けた消費者の理解の促進を図ることを目的とする。

### 第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める民間団体等とし、生産局長が公募により選定するものとする。

### 第 3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

### 第 4 事業の内容等

#### 1 事業の内容

本事業は、事業実施主体が以下の取組を実施する場合に、国が補助を行う事業とする。

- (1) 大都市等の直売施設・インショップ等の展開に向けた調査
- (2) 都市部等における全国直売施設交流会の開催及び直売施設間の連携促進の実証

#### 2 補助金の額

事業実施主体に対する国の補助金の額は、定額とする。

### 第 5 事業実施等の手続

- 1 本事業に取り組もうとする事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。

- 2 次に掲げる事業実施計画の重要な変更は、1 に準じて手続を行うものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 補助金の額の 3 割を超える増減
- (3) 事業実施主体の変更

### 第 6 報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施状況を生産局長に報告するものとする。

## 仮設型直売システム普及事業

### 第 1 事業の目的

本事業は、大都市においてテント等を用いた仮設型直売施設（以下「マルシェ」という。）の展開を支援し、農業者の所得向上を図るとともに、都市住民の農業に対する理解の促進及び雇用創出を図ることを目的とする。

### 第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は農林水産省総合食料局長（以下「総合食料局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体とする。

### 第 3 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

### 第 4 事業の内容等

#### 1 事業の内容

##### (1) マルシェの設立及び運営

マルシェ開設に係る会場の確保、出店者募集、運営等

##### (2) 設立・運営技術の調査・普及

マルシェの設立・運営技術の調査・普及、各地域のマルシェへの助言等

#### 2 補助金の額

事業実施主体に対する国の補助金の額は、定額とする。

### 第 5 事業実施等の手続

1 本事業に取り組もうとする事業実施主体は、総合食料局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、総合食料局長の承認を受けるものとする。

2 次に掲げる事業の実施計画の重要な変更は、1 に準じて手続を行うものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 補助金の額の 3 割を超える増減

(3) 事業実施主体の変更

### 第 6 報告

事業実施主体は、総合食料局長が別に定めるところにより、事業実施状況を総合食料局長へ報告するものとする。

### 第 7 収益納付等

1 事業実施主体は、総合食料局長が別に定めるところにより、当該事業の実



施に伴う収益等の状況を報告するものとする。

- 2 国は、1の報告に基づき、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益等が生じたと認める場合には、総合食料局長が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

## 米飯学校給食回数増加支援事業

### 第 1 事業の目的

本事業は、家庭用電気炊飯器（家庭用ガス炊飯器であって持ち運びが可能なものを含む。以下同じ。）を学校（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 3 条第 2 項に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部及び夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号。以下「夜間学校給食法」という。）第 2 条に規定する高等学校をいう。以下同じ。）で使用することにより、学校給食（学校給食法第 3 条第 1 項に規定する学校給食及び夜間学校給食法第 2 条に規定する夜間学校給食をいう。以下同じ。）における米飯学校給食実施回数の増加を図り、地元産米等の活用を促す取組について支援し、米の消費拡大に資することを目的とする。

### 第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、農林水産省総合食料局長（以下「総合食料局長」という。）が別に定める民間団体とし、総合食料局長が公募により選定するものとする。

### 第 3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

### 第 4 事業の内容等

#### 1 事業の内容

本事業は、事業実施主体が、家庭用電気炊飯器（軽微な付帯機器である延長コード、配膳台等を含む。）を学校設置者（第 1 の学校の設置者をいう。以下同じ。）に無償貸与する場合に、国が補助金を交付する事業とする。

#### 2 取組の助成要件

家庭用電気炊飯器を学校で使用することにより、米飯学校給食実施回数の増加を図ろうとする具体的な計画を有し、地元産米等の使用に努めようとする学校設置者に対し、家庭用電気炊飯器を無償貸与し、米飯学校給食の推進を支援することを、事業実施主体が学校設置者と合意していることを助成要件とする。

なお、必要な合意内容の詳細は、総合食料局長が別に定める。

#### 3 補助金の額

事業実施主体に対する国の補助金の額は、定額とする。

### 第 5 事業実施等の手続

#### 1 本事業に取り組もうとする事業実施主体は、総合食料局長が別に定めると

- ころにより事業実施計画を作成し、その承認を受ける。
- 2 事業実施計画を変更する際には、1に準じる。

## **第6 報告**

事業実施主体は、総合食料局長が別に定めるところにより、事業実施状況を報告するものとする。